

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月15日（平成28年（行情）諮問第231号）

答申日：平成29年3月6日（平成28年度（行情）答申第774号）

事件名：平成27年度募集実施計画別冊の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成27年度募集実施計画（陸幕募援第42号。27.3.19）別冊（表紙を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月11日付け防官文第17857号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書の2ページの3（1）の不開示部分の開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

防衛省は開示決定通知書において、当該部分を不開示とした理由を、「平成27年の隊員の募集・採用業務の特性を分析した情報であり、これを公にすることにより、隊員の募集及び採用事務の適正な遂行に支障を及ぼし、公正かつ円滑な人材の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当する」としている。しかし、この文書を作成した陸上幕僚監部が「隊員の募集・採用業務の特性を分析した」、分量にしてわずか2行足らずの情報を開示することが「隊員の募集及び採用事務の適正な遂行に支障を及ぼし、公正かつ円滑な人材の確保に支障を及ぼす」とは、健全な社会常識に照らしても考えにくい。

現に、防衛省が以前に申立人に対して開示した「平成26年度部務運営計画 平成26年4月1日 自衛隊高知地方協力本部」という文書では、同年度の「募集を取り巻く特性」について記した約4ページを全て開示している。

こうした点からも、当該部分の情報が「法5条3号に該当する」程度に「公にすることにより、隊員の募集及び採用事務の適正な遂行に支障を及

ばし、公正かつ円滑な人材の確保に支障を及ぼすおそれがある」とは考えにくい。よって原処分 of 取消しを求めるため、本件異議申立てを行った。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「陸上幕僚監部で作成した平成27年度の募集実施計画」の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として「平成27年度募集実施計画（陸幕募援第42号。27.3.19）別冊」を特定した。

開示決定等に当たっては、法11条の規定を適用して平成27年11月11日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず、同年10月26日付け防官文第16947号により特定した行政文書の表紙について開示決定を行った後、同年11月11日付け防官文第17857号により残余の文書（本件対象文書）について、法5条3号、5号及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行ったところ、原処分に対して異議申立てがされたものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分において、本件対象文書の2ページの3（1）の一部については、平成27年度の隊員の募集・採用業務の特性を分析した情報であり、これを公にすることにより、隊員の募集及び採用事務の適正な遂行に支障を及ぼし、公正かつ円滑な人材の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号二に該当するため不開示とした。

#### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、原処分において不開示とした部分のうち、2ページ3（1）（当該ページの3及び4行目）について、「分量にしてわずか2行足らずの情報を開示することが「隊員の募集及び採用事務の適正な遂行に支障を及ぼし、公正かつ円滑な人材の確保に支障を及ぼす」とは、健全な社会常識に照らしても考えにくい。」と主張するとともに、以前異議申立人に対して開示決定を行った自衛隊高知地方協力本部作成の「平成26年度部務運営計画」では、「同年度の「募集を取り巻く特性」について記した約4ページを全て開示している。」として、不開示決定の取消しを求める。

しかしながら、法5条の該当性は、記載されている情報の分量のみをもって判断するものではなく、また、異議申立人が指摘する以前に開示決定を行った文書の開示部分は、本件異議申立てにおいて異議申立人が不開示決定の取消しを求める部分に記載されている内容と同一の情報ではないことから、異議申立人の主張は当たらない。

以上のことから、上記の異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月14日 審議
- ④ 平成29年2月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月2日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上幕僚監部において作成された平成27年度の自衛官の募集実施計画であり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その一部を法5条3号、5号及び6号二に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書のうち、法5条6号二に該当するとされた2ページの3(1)の不開示部分(以下「本件不開示部分」という。)の開示を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

諮問庁は、本件不開示部分について、上記第3の2及び3のとおり、これを公にすることにより、隊員の募集及び採用事務の適正な遂行に支障を及ぼし、公正かつ円滑な人材の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号二に該当し、不開示とすることが妥当であると説明する。

しかしながら、当該部分の記載内容に照らすと、これを公にしても、隊員の募集及び採用事務の適正な遂行に支障を及ぼし、公正かつ円滑な人材の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条6号二に該当せず、開示すべきである。

##### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号二に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は、同号二に該当しないと認められるので、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子